

令和8年度 松前町立松前中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

【学校のいじめに対する基本認識】

「いじめは重大な人権侵害である」、「いじめはどの学校にもどの生徒にも起こり得る」、「いじめは絶対に許されない行為である」という意識を持ち、全ての生徒が安心して生活することができるように、いじめ防止等のための対策を推進する。いじめの被害や加害に一部の特別な生徒だけが関わっているわけではない。全ての生徒がいじめを行わない、そして、いじめを許容・放置することがないように「松前中学校いじめ撲滅宣言」を柱とする全校での取組を充実させる。また、いじめの早期発見・早期解決に努め、「報告・連絡・相談」を密に行い、いじめ防止対策を組織的に行う。学校だけでなく、家庭や地域、警察等の関係機関との連携を密にして、いじめ問題解決に向けての取組を推進する。

【松前中学校いじめ防止対策委員会】

【校内】

・管理職・生徒指導担当主幹教諭・教務主任・学年主任・学年生徒指導担当教諭・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・不登校児童生徒支援員(適宜関係教職員)

【家庭地域等】

・PTA本部役員・学校関係者評価委員・後援会本部役員・補導委員・主任児童委員・民生児童委員

【外部専門家】

・人権擁護委員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・ハートなんでも相談員

【関係機関】

・伊予警察署・松前町子育て支援センター・福祉総合支援センター(児童支援グループ)

【未然防止】

「いじめはどの学校にも起こり得る」ということを常に念頭に置き、「いじめを生まない生き生きとした学校づくり」に向け、教職員のいじめに対する感度を上げ、組織的な生徒指導体制を確立し、いじめの未然防止に努める。また、家庭・地域社会並びに関係諸機関との連携を強化する。

- 1 すべての生徒が安心・安全な学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学校・学級をつくる。
[分かる授業の展開、生徒が活躍する授業の展開、授業中の規律の確立]
- 2 「松前中学校いじめ撲滅宣言」を柱として、いじめが起こりにくい学校風土・学級風土をつくる。
[居場所づくり、絆づくり、自己有用感の高揚、支え合い認め合い、いじめを許さない学級集団づくり]
- 3 教師の指導力・対応力を向上させる。(校内研修の充実)
[いじめの態様や指導上の留意点、いじめ問題に関する指導方法などの共通理解、「いじめに関する校内研修ツール」を用いた研修、積極的な授業公開の実施]
- 4 豊かな心を育てる教育を推進する。
[心に響く道徳教育の実施、人権・同和教育の充実、ストレスに適切に対処できる力の育成]
- 5 いじめ防止の重要性を認識し、自主的に考え、積極的に取り組む生徒会活動の実施
[松前中学校人権委員会の活動、「松前中学校いじめ撲滅宣言」を柱とした活動の実施]
- 6 家庭や地域、地域の関係団体と共にいじめ問題について協議する機会(いじめ防止対策委員会)を開催し、地域ぐるみの対策を推進する。
- 7 いじめ問題への学校の基本方針を家庭や地域に公開し、保護者や地域の理解を図る。
[いじめ防止基本方針等をホームページ上で公開、学校だよりや学級通信等を通じてのいじめ防止への理解]
- 8 学校と家庭との連携のもとに、SNSの適切な使い方をはじめとする情報モラル教育の充実に努め、インターネットを介して生じるいじめ問題に対し、防止対策を図る。

【いじめ防止年間計画】

一学期	・PTA総会・学級PTAの開催・HP(学校のいじめ防止基本方針等の周知) ・いじめに関するアンケートの実施(月1回程度) ・子供の悩みをくみ取る教育相談の設定 ・松前中学校いじめ防止対策委員会、PTA役員会の開催 ・いじめに関する校内研修の実施
二学期	・携帯・スマホ安全教室の開催 ・いじめに関するアンケートの実施(月1回程度) ・子供の悩みをくみ取る教育相談の設定 ・松前中学校いじめ防止対策委員会の実施 ・人権集会(人権委員会) ・えひめいじめSTOP! ・デイ・人権・同和教育参観日の開催 ・いじめの問題について考える学級活動の実施
三学期	・薬物乱用防止教室・思春期教室の開催 ・いじめに関するアンケートの実施(月1回程度) ・子供の悩みをくみ取る教育相談の設定(月1回) ・松前中学校いじめ防止対策委員会、PTA役員会、学校関係者評価委員会の開催

【早期発見・早期解決】

- 1 毎月1回程度のいじめアンケート、教育相談を実施し、いじめの早期発見に努める。
- 2 生徒の側にいる機会を積極的につくり、生徒の様子に目を配る。
- 3 「日記指導」等を通して、生徒との信頼関係を築くとともに生徒の友人関係等の悩みを察知、早期に認知し、情報の共有を行う。また、すべての教職員で組織的な体制を整備し、早期解決に努める。
- 4 定期の教育相談以外に不定期の教育相談を実施。スクールカウンセラー、ハートなんでも相談員、スクールソーシャルワーカーとの連携を図り、生徒の悩みを早期に把握できる体制を整備する。
- 5 相談箱等を通じて、いじめ等に関する情報を幅広く把握し、早期発見に努める。
- 6 学校以外のいじめの相談窓口（いじめ相談ダイヤル、少年サポートセンター等）の存在を掲示物等で周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- 1 いじめを発見・通報を受けたとき
 - 生徒が感じる被害性に着目し、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。
 - 生徒や保護者からいじめの訴えがあった場合は、まずいじめられた生徒の安全を確保する。真摯な態度で傾聴し、些細なことであっても早い段階からの確に関わりをもつ。
 - 発見・通報を受けた教員は一人で抱え込まず、「松前中学校いじめ防止対策委員会」と直ちに情報を共有し、校長の指導・助言の下、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取り、いじめの有無を確認する。事実確認の結果を加害・被害生徒に連絡をするとともに、今後の指導・支援体制を整え、組織として一貫した対応を行う。
- 2 いじめられた生徒又はその保護者の支援
 - いじめられた生徒・保護者から事実関係の聴取を行い、徹底して学校が守り通す姿勢を知らせ、本人・保護者の不安解消に努めるとともに、早急に職員会議等で情報を共有し、複数の教職員で生徒を見守り安全を確保する。
 - 必要に応じてスクールカウンセラーなどの協力を得て、心のケアを図る。
 - いじめが解決した後も継続して個人面談や声掛けなどの本人の支援を行うとともに、家庭との連携を続ける。
- 3 いじめた生徒又はその保護者への指導・助言
 - いじめた生徒から事実関係の聴取を行い、複数の教職員が連携し組織的にいじめを止めさせるとともに、再発を防止する措置を行う。
 - いじめは許されないという毅然とした指導を行うとともに、被害者の気持ちや自己の行為を考えさせる指導をする。その際、いじめた生徒が抱える問題やいじめに至った背景などを理解した上で、その生徒への指導・支援を継続的にを行い、加害生徒の成長支援にも努める。
 - 事実関係を、速やかに保護者に連絡をするとともに、必要に応じて、保護者の理解のもと、特別な指導計画による指導を行う。さらに重大な事案の場合は、出席停止や警察との連携等の措置も行う。
- 4 周囲の生徒に対しての指導
 - 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした教職員の姿勢を示し、「松前中学校いじめ撲滅宣言」の再確認と学級全体で話し合いを行い、いじめを根絶していこうとする態度を養う。
 - いじめの「観衆」「傍観者」に対して自分の問題として捉える指導を行う。
 - 誰かに知らせることは被害者を助けることに繋がる行為であること、いじめをはやし立てることは「いじめそのもの」、見て見ぬふりをすることは「いじめをすることと同じ行為」であることを認識させる。
- 5 インターネット上でのいじめへの対応
 - インターネット上に不適切な書き込み等が発見された場合、直ちに削除の措置をとり被害の拡大を防止する。
 - 生徒の生命、身体等に被害が生じるおそれがあるときには、警察に連絡し援助を求める。
 - 教職員が「ネットいじめの現状、対応の仕方」等の研修を行い、ネットいじめについての理解を深め、生徒や保護者に指導や啓発をする機会（利用に関する安全教室や情報モラル教育）を設ける。
- 6 重大事態のいじめが発生した場合
 - 松前町教育委員会の指導・助言のもと、いじめ重大事態の調査組織を設置する。
 - 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - 調査結果を松前町教育委員会に報告する。 ○調査結果を踏まえた適切な措置をとる。
- 7 保護者ならびに関係諸機関、外部等からのいじめに関する学校の取組等に関する評価の実施と取組の改善
 - いじめ防止等のための取組に関わる達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
 - いじめ防止等の取組についてPDCAサイクルでの検証を行い、方針や計画の見直し等を行う。